

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の期中の評価)

平成20年12月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

自然災害（豪雨災害）の発生により評価の実施主体が必要と認めた事業実施地区、及び直近に期中の評価を実施した年度から起算して5年を経過した事業実施地区を対象として事業評価（期中の評価）を実施した。

区 分	事 業 名	評価実施地区数
直 轄 事 業	国有林直轄治山事業	1
	直轄地すべり防止事業	1
計		2

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した時期

1 評価担当部局

東北森林管理局において実施した。（「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1）

2 評価実施期間

平成20年4月から平成20年12月まで

（平成20年6月14日に発生した平成20年岩手・宮城内陸地震の被災地の災害復旧への対応を優先的に行うため、評価の実施時期を延期していたものである。）

3 政策評価の観点

本評価においては、地元の意向を聴取するとともに、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢、農山漁村の状況その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に行った。

4 政策効果の把握の手法及びその結果

政策効果については、①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化、②森林・林業情勢その他の社会経済情勢の変化、③事業の進捗状況等の評価項目を点検することにより、総合的かつ客観的に把握し、事業の実施方針に反映させた。

評価の結果については、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

東北森林管理局において、学識経験者で構成する第三者委員会を設置している。

なお、平成20年11月に東北森林管理局において第三者委員会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

各事業地区ごとの第三者委員会の意見は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。

また、第三者委員会の委員構成は、「第三者委員会名簿」（別添3）のとおりである。

6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

本評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」（別添2）であり、ホームページ等で公表することとしている。なお、その他の資料についての問合せ先は、「問合せ先一覧表」（別添4）のとおりである。

○ 直轄事業

東北森林管理局に設置している第三者委員会における資料、議事概要、政策評価に用いたデータ等については、東北森林管理局のホームページ等で公表することとしている。（<http://www.rinya.maff.go.jp/new/kanrikyoku.html>）

7 政策評価の結果

東北森林管理局における直轄事業の対象となる2地区の評価を実施したところ、1地区で引き続き現計画で事業を推進することとなり、1地区で事業計画の変更を行うこととなった。

各事業地区ごとの評価結果は、「地区別評価結果」（別添2）のとおりである。